

## 高知県道整備推進交付金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 県は、民有林の適正な管理及び安定的な林業経営の確立並びに山村地域の生活環境の向上を図るため、市町村が行う地域再生法施行令（平成17年政令第151号）第3条第1項に定める施設のうち、別表第1に掲げる施設（以下「対象施設」という。）の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において交付金を交付する。

### (交付対象経費及び県の負担割合)

第3条 交付金の交付対象経費及び県の負担割合は別表第2のとおりとする。

### (交付金の交付期間)

第4条 知事が市町村に対し交付金を交付することができる期間は、原則として、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定による認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象施設の整備を開始した年度から起算して、原則5年以内とする。

### (交付限度額)

第5条 交付限度額は、次に掲げる式により算出された額とする。

対象施設ごとの交付限度額 =  $A \times B$

交付限度額 =  $\Sigma (A \times B)$

A：認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに要する経費

B：認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表第2の県の負担割合の欄に掲げる割合

### (単年度交付額)

第6条 前条に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

単年度交付額 =  $\Sigma (\text{対象施設ごとの交付限度額} \times C - D)$

C：認定地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率

D：交付金のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象施設に係る総事業費に対する執行事業費の割合

### (事業進捗率の変更)

第7条 市町村は、対象施設に係る事業の進捗率に変更があった場合は、交付を受けた交付金の額すべてについて、前条の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

(交付金の他の施設への充当)

第8条 市町村は、単年度交付金額の2分の1未満の範囲で、交付された交付金を他の施設（認定地域再生計画に記載された施設で、対象施設以外のものをいう。以下同じ。）の整備に要する経費として充てることができる。

2 前項の規定により、他の施設の整備に充てることができるのは、他の施設の当該年度の予定事業費を超えない範囲とする。

(交付金交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に関する仕入れに係る消費税等相当額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合においては、これを減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(着手届)

第10条 市町村は、交付金交付決定のあった事業（以下「交付事業」という。）に着手したときは、着手した日から起算して14日以内に別記第2号様式による着手届2通を知事に提出しなければならない。

2 前項の着手届は、交付申請書に付属する別紙1に記載された路線（以下「路線」という。）ごとに提出するものとする。

(変更申請)

第11条 市町村は、次の各号に該当する場合は、事前に別記第3号様式による変更承認申請書2通を知事に提出して承認を受けなければならない。ただし、別表第4に掲げる軽微な変更該当する場合は、別記第4号様式により変更のあった日から起算して14日以内に2通を知事に届け出なければならない。

- (1) 事業費の変更
- (2) 事業量の変更
- (3) 事業の内容（路線に変更があった場合を含む）の変更
- (4) 事業に要する経費の配分の変更
- (5) 事業期間の延長
- (6) 第7条に基づく事業の進捗率の変更
- (7) 第8条に基づく他の施設への充当

(交付金の概算払の請求)

第12条 知事は、交付金の交付決定をした場合において、特に必要があると認めるときには、交付金の概算払をすることができる。

2 市町村は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書2通を知事に提出しなければならない。

(工事竣工届)

第13条 市町村は、着手届を提出した路線の工事が竣工したときは、竣工した日から起算して14日以内に別記第6号様式による竣工届1通を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第7号様式によるものとし、交付事業が完了したときは遅滞なく2通を知事に提出しなければならない。

2 第9条第2項ただし書きにより交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第9条第2項ただし書きにより交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村長等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第12号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第15条 市町村は、交付金の交付決定があった年度内に交付事業を完成させなければならない。

2 不測の事由により年度内の完成が見込めなくなったときは、事前に別記第8号様式による繰越承認申請書2通を提出し知事の承認を受けなければならない。

(一時中止若しくは部分中止又は工期延期又は再着手)

第16条 市町村は、交付事業を一時中止若しくは部分中止する場合は別記第9号様式、工期を延期した場合は別記第10号様式、再着手した場合は別記第11号様式により、一時中止若しくは部分中止若しくは工期延期又は再着手した日から起算して14日以内に2通を知事に届け出なければならない。

(交付の条件)

第17条 市町村は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 交付事業が予定の期間に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 交付事業によって開設した林道については、林道管理規則を定めて管理すること。
- (6) 交付金の交付を受けた翌年度から起算して8年以内に、当該林道の全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとするとき又は交付の目的を達成することが困難となるおそれのあるときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(書類の経由)

第18条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の林業事務所の長を経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第19条 市町村は、交付対象事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 20 条 交付事業に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条に規定する非開示項目以外は、開示するものとする。

(雑 則)

第 21 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この交付金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

2 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄林業事務所の長を経由して、別に定めるものを除き正副 2 通を提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

2 この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

4 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係） 対象施設の要件及び採択基準

対象施設	事業区分	要件	採 択 基 準
林 道	林道開設事業	<p>1 農山漁村地域整備交付金実施要領（21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号）の別紙6に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は拡張に要する経費。</p> <p>2 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙6に定められた事業の採択基準を満たす既設林道の保全対策に要する経費。</p>	<p>地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け28農振第45号農林水産事務次官依命通知。）、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官依命通知。以下「地方創生道整備推進交付金要綱」という。）及び地方創生道整備推進交付金交付要領（平成28年4月20日付け28林整第30号林野庁長官通達。以下「地方創生道整備推進交付金要領」という。）の規定に適合する事業とする。</p>
	林道改良事業		
	林道舗装事業		

別表第2（第3条関係） 交付対象経費及び県の負担割合

事業区分	事業種目	交付対象経費	負担割合
林道開設事業	森林管理道開設	工事費 (工事雑費を除く)	45/100以内
	森林管理道開設 (うち過疎・振興山村地域)	〃	50/100以内
林道改良事業	幹線林道	〃	50/100以内
	その他林道	〃	30/100以内
林道舗装事業	幹線林道	〃	50/100以内
	その他林道	〃	1/3以内

(注) 交付金は、交付対象経費に負担割合を乗じ、千円未満を切捨てた額とする。

別表第3（第18条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第4（第11条関係）

軽微な変更

- 1 路線毎の交付対象事業費に増減のない事業費の変更
- 2 施工延長の著しい減少を生じない変更
- 3 収支予算書の支出内訳に計上している費目の路線内流用

別記

第1号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

年度高知県道整備推進交付金交付申請書

下記のとおり高知県道整備推進交付金に係る事業を実施したいので、交付金  
円を交付されたく、高知県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、下記の関係書類  
を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 別紙1・2のとおり
- 2 収支予算書 別紙3のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

別紙1

事業計画書

路線名	事業内容	施工箇所	事業内容			施工期間	事業費 (交付対象事業費) (円)	同左内訳(円)		備考 (交付率)
			延長 (m)	全幅員 (m)	車道幅員 (m)			県交付金	市町村 負担金	
計										

- (注) 1 「事業内容」欄は、開設、舗装、改良の区分を記入すること。  
 2 「事業費」欄は、指導監督費を除いた額を記入すること。また、下段に括弧書で交付対象事業費を記入すること。  
 3 県交付金の算出根拠は、別添(交付金の算出根拠)による。  
 4 「備考」欄は、路線ごとの交付率を記入すること。

別紙2 (交付金算出の根拠)

(円)

路線名	事業内容	施工箇所	全体計画			前年度までの執行业業		当該年度の 事業費 (e)	進捗率(%) (f)=100× ((e)+(c))÷(a)	単年度 交付額 (g)
			総事業量 (m、箇 所)	総事業費 (a)	交付限度額 (b)	事業費 (c)	単年度交付額 (d)			
計										

(注) 1 「全体計画」の欄における「総事業量」、「総事業費」及び「交付限度額」には、認定地域再生計画の添付書類に記載された数値を転記すること。

2 「事業内容」欄は、開設、舗装、改良の区分を記入すること。

3 「総事業費」、「事業費」欄は、指導監督費を除いた額を記入すること。

別紙3

収支予算書

(円)

路線名	収 入					支 出						備考
	県交付金	一般財源	起 債	地元負担金	計	本工事費	測 量 試験費	補償費			計	
計												

第2号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

着 手 届

年度高知県道整備推進交付金に係る事業は、 年 月 日から着手しました。  
なお、別紙のとおり請負契約書の写しを添付します。

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

年度高知県道整備推進交付金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付（変更）決定通知のあった 年度高知県道整備推進交付金について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更したので承認されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 別紙1・2のとおり
- 2 収支予算書 別紙3のとおり
- 3 総括表 別紙4・5のとおり  
(第8条第1項に規定する他の施設への充当をした場合)
- 4 変更理由書
- 5 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 上記関係書類については、交付金が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照できるよう、二段書き（上段に変更前、下段に変更後を記載）したものであること。

別紙1  
事業変更計画書

上段：変更前  
下段：変更後

路線名	事業内容	施工箇所	事業内容			施工期間	事業費 (交付対象事業費) (円)	同左内訳(円)		備考 (交付率)
			延長 (m)	全幅員 (m)	車道幅員 (m)			県交付金	市町村 負担金	
計										

- (注) 1 「事業内容」欄は、開設、舗装、改良の区分を記入すること。  
 2 「事業費」欄は、指導監督費を除いた額を記入すること。また、下段に括弧書で交付対象事業費を記入すること。  
 3 県交付金の算出根拠は、別添(交付金の算出根拠)による。  
 4 「備考」欄は、路線ごとの交付率を記入すること。

別紙2 (交付金算出の根拠)

上段：変更前

下段：変更後 (円)

路線名	事業内容	施工箇所	全体計画			前年度までの執行业業		当該年度の 事業費 (e)	進捗率(%) (f)=100× ((e)+(c))÷(a)	単年度 交付額 (g)
			総事業量 (m、箇 所)	総事業費 (a)	交付限度額 (b)	事業費 (c)	単年度交付額 (d)			
計										

- (注) 1 「全体計画」の欄における「総事業量」、「総事業費」及び「交付限度額」には、認定地域再生計画の添付書類に記載された数値を転記すること。  
 2 「事業内容」欄は、開設、舗装、改良の区分を記入すること。  
 3 「総事業費」、「事業量」欄は、指導監督費を除いた額を記入すること。

別紙3

収支予算書

上段：変更前

下段：変更後 (円)

路線名	収 入					支 出						備考
	県交付金	一般財源	起 債	地元負担金	計	本工事費	測 量 試験費	補償費			計	
計												

別紙 4

年度高知県道整備推進交付金総括表

(1) 交付決定省庁別総括表

市町村名：

(円)

交付決定 省 庁	地域再生 計 画 の 名 称	路線名	事業 主体	当該年度								前年度までの執行业業				累計					備考				
				事業内容			事業 費 a	交付金			国費率		事業 費 d	交付金			事業費 g=a+d	交付金				国費率			
				区分	延長 (m)	全幅 員 (m)		単年 度 交 付 額 b	うち 国費額 c	引上額 (外数) c'	c/a	(c+c')/a		単年度 交 付 額 e	うち 国費 額 f	引上額 (外 数) f'		h=b+e	i=c+f	i'=c'+f'		i/g	(i+i')/g		
農林水産省 (農村振興局)																									
	計																								
農林水産省 (林野庁)																									
	計																								
国土交通省 (道路局)																									
	計																								

- (注) 1 「事業費」、「交付金」欄には、指導監督費を除いた額を記入すること。  
 2 「単年度交付額」欄には、高知県道整備推進交付金については県交付金の額を記入すること。  
 3 当該年度及び累計の「国費率」欄が、100%を越えないこと。

別紙5

(2) 路線別総括表

(円)

地域再生 計画の名称	路線名	交付決定 省 庁	前年度までの執行事業		当 該 年 度				累 計				全体計画				事業期間	備考			
			事業費 a	交付金		事業費 d	交付金		国費率		事業費 g=a+d	交付金		国費率		総事業費 j			国の負 担割合 k	交 付 限度額 j×k	事 業 進捗率 g/j
				単年度 交付額 b	引上額 c		単年度 交付額 e	引上額 f	e/d	(e+f)/d		単年度 交付額 h=b+e	引上額 i=c+f	h/g	(h+i)/g						
		農林水産省 (農村振興局)																			
		農林水産省 (林 野 庁)																			
		国土交通省 (道 路 局)																			
		計																			
		農林水産省 (農村振興局)																			
		農林水産省 (林 野 庁)																			
		国土交通省 (道 路 局)																			
		計																			
		農林水産省 (農村振興局)																			
		農林水産省 (林 野 庁)																			
		国土交通省 (道 路 局)																			
		計																			
		農林水産省 (農村振興局)																			
		農林水産省 (林 野 庁)																			
		国土交通省 (道 路 局)																			
		計																			

- (注) 1 「事業費」、「交付金」欄には、指導監督費を除いた額を記入すること。  
 2 当該年度及び累計の「国費率」欄が、100%を越えないこと。  
 3 事業期間の最終年度にあつては、路線ごとの累計の「国費率 (h/g)」欄と全体計画の「国の負担割合」欄が一致していること。

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

軽 微 な 変 更 届

年度高知県道整備推進交付金について、 年 月 日に下記のとおり変更しましたので、高知県道整備推進交付金交付要綱第11条ただし書きの規定により、届け出ます。

記

- 1 該当する要件
- 2 変 更 内 容
- 3 変 更 理 由

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

年度高知県道整備推進交付金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付（変更）決定通知のあった 年度高  
知県道整備推進交付金について金 円を概算払によって交付されたく、下記の  
関係書類を添えて請求します。

記

- 1 概算払請求内訳書 別紙1のとおり

別紙 1

概算払請求内訳書

路線名	事業費 (円)	左のうち 補助対象 事業費 (円)	県交付金 (A) (円)	県交付金中 9割相当額 (円)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) - (C)		事業完了 予定年月日	備考
					金額 (円)	出来高 (%)	金額 (円)	月 日 までの予定 出来高 (%)	金額 (円)	月 日 までの予定 出来高 (%)		
計												

(注) 1 第3 - 四半期までは、県交付金中の9割相当額未満の請求が可能である。

2 第4 四半期において、市町村事業費ベースでの出来高額が県の交付金額以上に達している場合は全額の請求が可能である。(交付金要綱第12条第2項関係)

3 「事業費」欄は、指導監督費を除いた額とすること。

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

工 事 竣 工 届

年度高知県道整備推進交付金事業のうち、下記のとおり工事が竣工しましたので届け出ます。

記

路線名	延長 (m)	施工期間	事業費 (円)	備考

1 添付書類

- (1) 竣工検査調書
- (2) 完成写真

上記の完成検査を命ずる	年 月 日
(検査職員職氏名)	
(検査命令者職氏名)	
	印

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

年度高知県道整備推進交付金実績報告書（完成・年度内）

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付（変更）決定通知のあった 年度高知県道整備推進交付金については、高知県補助金等交付規則第11条の規定により、その実績を下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業成績書 別紙1・2のとおり
- 2 収支精算書 別紙3のとおり
- 3 総括表 別紙4・5のとおり  
(第8条第1項に規定する他の施設への充当をした場合)
- 4 完成写真 別紙のとおり（年度内の場合を除く）
- 5 事業完了年月日 年 月 日

(注1)

関係書類の写しを添付すること。

- ・当該事業に関する各種契約書の写し（提出済のものは除く。）
- ・当該事業の検査調書又はそれに準ずるものの写し

別紙1

事業成績書（完成・年度内）

路線名	事業内容	施工箇所	事業内容			施工期間	事業費 (交付対象事業費) (円)	同左内訳(円)		備考 (交付率)
			延長 (m)	全幅員 (m)	車道幅員 (m)			県交付金	市町村 負担金	
計										

- (注) 1 「事業内容」欄は、開設、舗装、改良の区分を記入すること。  
 2 「事業費」欄は、指導監督費を除いた額を記入すること。また、下段に括弧書で交付対象事業費を記入すること。  
 3 県交付金の算出根拠は、別添（交付金の算出根拠）による。  
 4 「備考」欄は、路線ごとの交付率を記入すること。  
 5 年度内実績は、上段に全体額、中段に年度内支出額、下段に繰越額の3段書きとすること。

別紙2

交付金算出の根拠（完成・年度内）

路線名	事業内容	施工箇所	全体計画			前年度までの執行业業		当該年度の 事業費 (e)	進捗率(%) (f)=100× ((e)+(c))÷(a)	単年度 交付額 (g)
			総事業量 (m、箇 所)	総事業費 (a)	交付限度額 (b)	事業費 (c)	単年度交付額 (d)			
計										

- (注) 1 「全体計画」の欄における「総事業量」、「総事業費」及び「交付限度額」には、認定地域再生計画の添付書類に記載された数値を転記すること。  
 2 「事業内容」欄は、開設、舗装、改良の区分を記入すること。  
 3 「総事業費」、「事業費」欄は、指導監督費を除いた額を記入すること。  
 4 年度内実績は、上段に全体額、中段に年度内支出額、下段に繰越額の3段書きとすること。

別紙3

収支精算書（完成・年度内）

(円)

路線名	収 入					支 出						備考
	県交付金	一般財源	起 債	地元負担金	計	本工事費	測 量 試験費	補償費			計	
計												

(注) 年度内実績は、上段に全体額、中段に年度内支出額、下段に繰越額の3段書きとすること。



別紙5

(2) 路線別総括表 (完成・年度内)

(単位：円)

地域再生 計画の名称	路線名	交付決定 省 庁	前年度までの執行事業			当 該 年 度				累 計				全体計画				事業期間	備考		
			事業費 a	交付金		事業費 d	交付金		国費率		事業費 g=a+d	交付金		国費率		総事業費 j	国の負 担割合			交 付	事 業 進捗率
				単年度	引上額		単年度	引上額	e/d	(e+f)/d		単年度	引上	h/g	(h+i)/g						
		農林水産省 (農村振興)																			
		農林水産省 (林 野)																			
		国土交通省 (道 路)																			
		計																			
		農林水産省 (農村振興)																			
		農林水産省 (林 野)																			
		国土交通省 (道 路)																			
		計																			
		農林水産省 (農村振興)																			
		農林水産省 (林 野)																			
		国土交通省 (道 路)																			
		計																			

- (注) 1 「事業費」欄には、工事費及び事務費（指導監督費を除く）を記入すること。  
 2 「交付金」欄には、指導監督費を除いた額を記入すること。  
 3 当該年度及び累計の「国費率」欄が、100%を超えないこと。  
 4 事業期間の最終年度にあっては、路線ごとの「累計」欄の「国費率 (h/g)」と「全体計画」欄の「国の負担割合」が一致していること。  
 5 年度内実績は、上段に全体額、中段に年度内支出額、下段に繰越額の3段書きとすること。

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

繰 越 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付(変更)決定通知のあったこの事業について、  
下記理由により事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越しを必要とする金額
- 2 交 付 金 額
- 3 年度事業繰越計画書 別紙1・2のとおり
- 4 繰越収支予算書 別紙3のとおり
- 5 繰 越 理 由
- 6 繰越事業完了予定年月日

(注) 関係書類の写しを添付すること。

別紙 1

上段：全体  
中段：年度内  
下段：繰越

繰越事業計画書

路線名	※1 事業内容	施工箇所	事業内容			施工期間	※2 事業費 (交付対象事業費) (円)	同左内訳 (円)		備考 (交付率)
			延長 (m)	全幅員 (m)	車道幅員 (m)			※3 県交付金	市町村 負担金	
計										

- (注) 1 「事業内容」欄は、開設、舗装、改良の区分を記入すること。  
 2 「事業費」欄は、指導監督費を除いた額を記入すること。また、下段に括弧書で交付対象事業費を記入すること。  
 3 県交付金の算出根拠は、別添（交付金の算出根拠）による。  
 4 「備考」欄は、路線ごとの交付率を記入すること。

別紙2 (繰越交付金の算出根拠)

上段：全体  
 中段：年度内  
 下段：繰越 (円)

路線名	事業内	施工箇所	全体計画			前年度までの執行业業		当該年度の 事業費 (e)	進捗率(%) (f)=100× ((e)+(c))÷	単年度 交付額 (g)
			総事業量 (m、箇所)	総事業 (a)	交付限度 (b)	事業費 (c)	単年度交付額 (d)			
計										

- (注) 1 認定地域再生計画に記載されている全路線について掲載すること。(市町村単位)
- 2 「全体計画」欄における「総事業量」、「総事業費」及び「交付限度額」には、認定地域再生計画の添付書類に記載された数値を転記すること。  
 また、総事業費・事業費は指導監督費を除いた額を記入すること。
- 3 「事業内容」欄は、開設・改良・舗装のいずれかを記入すること。
- 4 「総事業費」、「事業費」欄は指導監督費を除いた額を記入すること。

別紙3

繰越収支予算書

上段：全体  
 中段：年度内  
 下段：繰越 (円)

路線名	収 入					支 出						備考
	県交付金	一般財源	起 債	地元負担金	計	本工事費	測 量 試験費	補償費			計	
計												

第9号様式（第16条関係）

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

工 事 一 時 （ 部 分 ） 中 止 届

年度高知県道整備推進交付金に係る事業は、下記理由により、 年 月 日から  
年 月 日まで一時（部分）中止します。

記

理 由

（注）関係書類の写しを添付すること。

第 10 号様式（第 16 条関係）

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

工 期 の 延 期 届

年度高知県道整備推進交付金に係る事業は、下記理由により、 年 月 日まで工期を延長しました。

記

理 由

（注）関係書類の写しを添付すること。

第 11 号様式（第 16 条関係）

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

再 着 手 届

年度高知県道整備推進交付金に係る事業は、 年 月 日から再着手しました。

（注）関係書類の写しを添付すること。

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 氏 名

年度高知県道整備推進交付金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号の交付（変更）決定通知のあった上記交付金について、年度高知県道整備推進交付金交付要綱第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第 12 条に基づく補助金の額の確定	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）精算の内訳、その他参考となる資料を添付すること。